

山形県民の皆様へ

本県では、3月31日に初めて感染者が確認されて以降、連日感染者が確認され、急速に、また、広範囲に感染が拡大しており、まさに未曾有の大災害であります。

こうした中、本県は、4月16日から5月6日までの間、政府による新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」の対象区域となりました。

皆さんの命と健康を守るため、以下の点について、改めて御協力をお願いします。特に、不要不急の外出や県域を越える往来は自粛するよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、要請します。

- 1 丁寧な手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- 2 屋内では、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
(屋外では、「2つの密（密集・密接）」を避けてください。)
- 3 生活するうえで必要なもの※を除き、不要不急の外出は自粛してください。
接待を伴う飲食店等への外出は厳に控えてください。
御自身と周囲の大切な方々のためにも、人との接触を最低7割、極力8割避けてください。
(※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、散歩などの健康維持に必要な運動など)
- 4 県域を越える往来は自粛してください。特に、ゴールデンウィーク期間中は厳に控えてください。
- 5 県外にいるお子さんや御親族などには、当面の間、来県を控えるよう、御家族からお伝えください。法要などの様々な行事について、県外からの参加は見合わせてください。
なお、里帰り出産を希望される妊婦の方は、できるだけ早めに来県してください。
- 6 不確実な情報（デマ）に惑わされず、生活用品を買い占めたりしないよう、落ち着いて冷静に行動してください。
- 7 感染された方とその御家族や職場、医療従事者、さらには、現在県内で暮らしている他県出身者などに対し、差別や偏見、いじめなどは断じて行わないでください。

山形県はもちろん、世界規模の危機的状況にあります。さらなる感染の拡大を抑えるためには、今が正念場です。県としても、県民の皆様の命と健康を守るため、全力を挙げて取り組んでまいりますので、心を一つに一致団結して、この未曾有の難局を乗り越えてまいりましょう。

令和2年4月21日

山形県知事 吉村 美栄子